



議案第八十三号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することに
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求める。

昭和五十六年九月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年九月廿六日原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「体育施設の使用料」の下に「（町営三朝球場及び町営美の田テニスマ場の照明使用料を除く。）」を加え、「別表」を「別表一」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（照明使用料）

第六条 町営三朝球場及び町営美の田テニスマ場の照明使用については、別表二の照明使用料を徴収するものとする。

別表を次のように改める。

別表一（第五条関係）

使用料

施設名	使用時間		使用料
	日間	夜間	
町営三朝球場	一日	半日	六〇〇〇円
	一日	半日	三〇〇〇円
町営美の田テニス場	一日	半日	五〇〇〇円
	一日	半日	三〇〇〇円

備考

- 1 一日とは、八時間以内、半日とは、四時間以内をいう。
- 2 夜間とは、照明施設を使用する場合をいう。
- 3 町営美の田テニス場の使用料は、一時間を単位として徴収する。

別表一の次に別表二として次のように加える。

別表二（第六条関係）

照明使用料

施設名	使用時間	使用料
町営三朝球場	三十分間	二一〇〇円
町営美の田テニス場	三十分間	二面以内三五〇円

附則

この条例は、昭和五十六年九月二十七日から施行する。